



第1節	人間性豊かな子どもを育成するために	120
第2節	青少年の健全育成のために	124
第3節	生涯学習環境を整備するために	126
第4節	郷土意識を育むために	130
第5節	芸術・文化に接する機会を拡充するために	134
第6節	新たな融合文化を創造するために	138
第7節	新しいコミュニティの形成のために	140



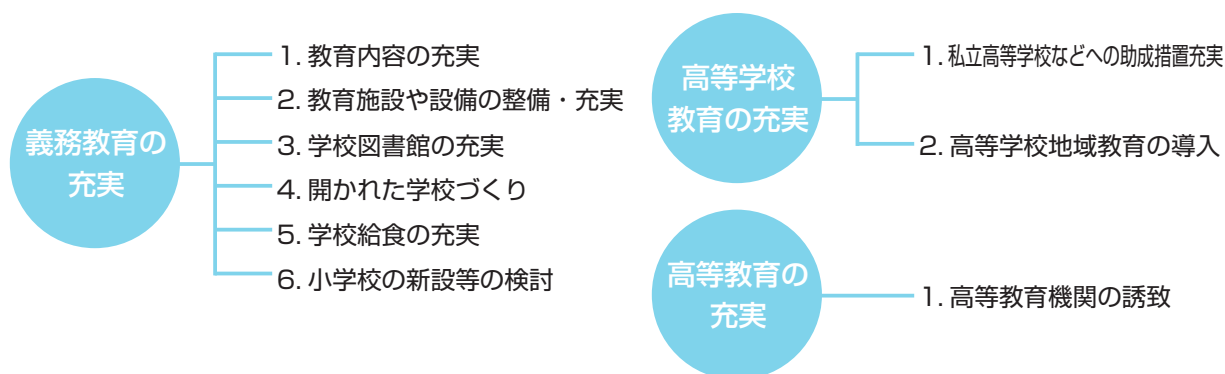
第 1 節

人間性豊かな子どもを
育成するために

現 状 と 課 題

- 義務教育の基本は、一人ひとりの児童生徒が人間形成に必要な基礎的学力を身につけるとともに、この期に生涯にわたる人間としての自己形成の基礎能力を養うことにあります。
- 今日、いじめや不登校、非行などが社会問題化していますが、本町では児童生徒の健全育成をめざし、豊かな心を育てる教育を推進してきました。今後はさらに社会の変化に主体的に対応できるたくましい児童生徒を育成していくために、教職員の資質の向上を図るとともに、教育の充実を積極的に進めていく必要があります。
- また、平成2年から町単独事業で外国人講師を招へいし、小中学校における英語教育の充実に努めていますが、今後も多くの機会が与えられることが必要です。中学生の海外派遣事業も国際化時代に対応する人づくりに貢献する事業として継続していくことが望まれます。
- 学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能、自由な読書活動や読書指導の場としての機能および創造力を培い学習に対する興味・関心などを呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとしての機能があり、人間形成や情操を醸成する場でもあります。
- 本町では、学校図書館指導員の設置、図書データベース化を行いました。今後とも学校図書館の充実が求められています。
- 社会の変化や時代のニーズに対応し、学校施設の一層の充実に努めるとともに、OA機器などを十分に活用した新しい教育体制を整備し、ゆとりのある充実した教育の実現に努め、児童生徒の能力や個性を豊かに伸ばして、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす必要があります。
- また、魅力ある学校給食にするための施設・設備の整備、食器具などの更新をしてきましたが、今後さらに献立の多様化、地元農産物を使った地産地消、施設の近代化・合理化を図る必要があります。
- 高等学校教育は、生徒が思考力、創造力、表現力および判断力を存分に発揮できる重要な段階としての機能を担っています。
- 本町における平成16年度の高校進学率は89%となっています。そのうち県立幸田高等学校への進学は37%の120人となっていますが、近隣市への依存度は高く、進学者の28%が岡崎市へ通学しているのを始め、刈谷市へ3%、安城市へ14%などとなっています。
- 進路状況は多様化しており、生徒の能力や適性、進路希望などへの的確な対応および時代に即応した高等学校や大学などの教育機関設置が期待されています。
- 今後は、国際化や情報化が進む中で、国際社会に対応できる人間性豊かな個性あふれる若者づくりをめざした、教育内容の充実を図ることが必要です。

施策の体系



◆小中学校の状況

年次	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成 12 年	6	79	2,257	3	34	1,177
平成 13 年	6	79	2,265	3	34	1,200
平成 14 年	6	78	2,267	3	33	1,155
平成 15 年	6	78	2,252	3	34	1,160
平成 16 年	6	79	2,259	3	33	1,112
平成 17 年	6	78	2,297	3	32	1,098

◆中学校卒業後の状況

年次	総数	進学者	就職者	その他
平成 12 年卒	376	360	9	7
平成 13 年卒	417	392	8	17
平成 14 年卒	383	375	3	5
平成 15 年卒	401	395	2	4
平成 16 年卒	366	358	5	3

施策の目標

- 知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな、精神的にも健康な人間をめざし、自ら考え学ぶことのできる児童生徒の育成と、ゆとりある質の高い教育環境の整備を図ります。





主要施策

義務教育の充実

1. 教育内容の充実

- 特色ある学校づくりを目指し、児童生徒一人ひとりの個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす創意工夫に富んだ教育活動の積極的な展開に努めます。また、2学期制についても検討します。
- 国際的視野を深め、国際社会に貢献できる人材を育成するため、外国人英語講師、中学生海外派遣事業の充実に努めます。
- 障害などがある児童生徒への特別支援教育※¹を推進するため、一人ひとりの障害等の種類や程度、能力、適性等に十分配慮し、手厚くきめ細かな指導に努めます。
- 不登校等で悩む児童生徒等の状態に応じた指導を行い、自立や学校生活への復帰および援助に努めます。

2. 教育施設や設備の整備・充実

- より良い教育環境を推進するため、校舎内外の改築整備に努めます。また、同時に余裕教室の効果的な活用も考慮した改造を行います。
- より高い教育水準の向上や情報化社会に対応するため、各種教育機器の導入を促進します。特にコンピュータ室のほか、普通教室へのパソコン設置により、学習に活用できるように努めます。
- 豊かな心を育むため、校地の緑化を推進し、良好な教育環境に努めます。

3. 学校図書館の充実

- 司書教諭※²や図書館指導員と協調性を保ちつつ、町立図書館と相互情報提供を深め、図書貸出（物流）など子どもの読書推進に努めます。また、図書標準数の達成に向け、蔵書の充実にも計画的に取り組んでいきます。

4. 開かれた学校づくり

- 開かれた学校づくりを目指し、地域素材の

教材化、地域人材の活用、学校施設の開放、授業公開、学校評議員※³の活用など積極的に努めます。また、今後学校運営協議会※⁴の設置を検討します。

5. 学校給食の充実

- 献立の多様化、地元農作物を使った地産地消、施設の近代化、合理化などを図るため、給食センターを改築するとともに、給食内容の多様化など魅力ある学校給食の実現を図ります。

6. 小学校の新設等の検討

- 市街地の拡大や拠点開発などにともない、人口増が予想されるため、町内小学校の新設あるいは増築など適正配置について検討を進めます。

高等学校教育の充実

1. 私立高等学校などへの助成措置充実

- 私立高等学校などへ在学している生徒の保護者負担の軽減を図るため、県などの助成措置の充実を要請するとともに、町の助成措置を充実し、私学の振興に努めます。

2. 高等学校地域教育の導入

- 本町の地勢や歴史・文化などを理解するための教科外活動の実施や、環境保全関連事業への参画について関係機関に要請します。

高等教育の充実

1. 高等教育機関の誘致

- 学術文化の向上や生涯学習の推進を図るとともに、社会の発展と住みよいまちづくりに貢献できる優れた人材を育成するため、本町の地域性にあった大学や専修学校などの高等教育機関の進出について、開発適地検討や関係機関ホームページへの情報提供など積極的に対応していきます。



用語解説

※1 **特別支援教育** 障害のある児童生徒について、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

※2 **司書教諭** 教員免許状を持っていて、学校図書館において、各種のメディアを収集整理保存し、これを児童生徒および教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するために必要とされる資格。

※3 **学校評議員** 保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのもの。

※4 **学校運営協議会** 学校の教育目標や教育方針を達成するため、学校と保護者や地域の方々との意見交換・協議を通して、学校の教育活動への理解と相互連携を図り、円滑な学校経営・運営が行われるようにするための会。



第2節

青少年の健全育成のために



現状と課題

- 本町の将来を担う青少年が、心身ともにたくましく健やかに育つことは、住民の願いであるとともに、住民の責務でもあります。
- これまで家庭、学校、地域において多くの住民の尽力で展開されています。しかし青少年の非行については、社会風潮や社会状況、家庭、学校、地域社会など広範な領域にわたる様々な要因が絡み合いながら広範な広がりを見せているとともに、年々悪質化、低年齢化の様相を深めており、青少年の健全育成が社会的な課題となっています。
- また、核家族化や少子化は、世代間や異年齢間の交流を少なくし、コミュニケーション能力の低下、精神的なひ弱さや自己中心

的な考え方をする傾向を生み出しています。加えてインターネットや携帯電話の普及などにより、青少年が日常的に大人の媒介のないままに有害情報に容易に接触できる状況が生じています。

- 本町では、「青少年健全育成総合対策計画」に基づき青少年健全育成体制の強化、青少年非行防止事業などを実施し、青少年の健全育成に努めています。
- 今後もこれら事業の拡充を図るほか、明るい家庭・地域づくりと青少年の社会参加を促し、青少年の健全育成を推進していく必要があります。

施策の目標

- 豊かな社会性を身につけ自立できる青少年の育成をめざし、社会参加できる場づくり

などを行い、家庭はもとより地域ぐるみで青少年の健全育成活動を推進します。



青少年の
健全育成

1. 社会参加への奨励

2. 非行防止対策

主要施策

青少年の健全育成

1. 社会参加への奨励

- 青少年の自主性、社会性、連帯性を育むため、青少年が自主的に参加できる地域活動や奉仕活動への積極的な参加を促進します。

2. 非行防止対策

- 青少年健全育成活動の推進
青少年の非行防止は、住民一人ひとりの意識と協力が不可欠であることから、その役割を自覚した活動として「あいさつ運動」を住民総ぐるみで取り組みます。また青少年関係団体での自主活動の推進はもとより、青少年関係者総参加によるパトロールなどを実施し、問題行動の未然防止と早期発見に努めます。

■ 「家庭の日」の推進

ふれあいのある明るい家庭づくりのため、家庭生活のあり方を見つめなおすきっかけとなる「家庭の日」（毎月第3日曜日）についての認識を高めることにより青少年健全育成の推進を図ります。

また、全小学校で実施している家庭教育学級※¹についても継続していきます。

■ 組織強化の推進

青少年問題協議会、地域推進員連絡協議会などの行政機関と、学校、PTA、地域との連携を強化し、住民ぐるみで青少年の非行防止活動を推進します。またボーイスカウトなど青少年団体の自主的な活動を助長します。

■ 環境浄化活動の推進

青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化をめざし、関係業界の自主規制の促進、地域環境の点検など総合的な対策を県等と推進します。

用語解説

※1 家庭教育学級▶家庭教育を行う親など保護者が、計画的、継続的に一定期間にわたり家庭教育に関する学習を行う場



第3節

生涯学習環境を整備するために



現状と課題

- 生活水準の向上と自由時間の増加さらには高齢化社会の進展などを背景として、生涯を通じての生きがいや自己実現など人間性豊かな生活を求める意識が高まっています。また、住民の余暇活動と健康への関心が高まっており、スポーツ・レクリエーション活動の果たす役割はますます大きなものとなっています。
- こうした意識の高まりに応えるため各人のライフステージにあわせて「いつでも、どこでも、だれでも、何でも」生涯にわたり学習活動ができるような環境づくりが必要です。
- これまで本町では、社会教育委員会等の場において、意見を伺いながら、生涯学習施設運営・整備や学習プログラムの提供など生涯学習の環境づくりに努めてきましたが、より総合的な施策の充実が望まれています。
- 自己の充実のために各人が自発的意志に基づいて行うことを基本とし、自己に適した手段・方法を自ら選び行うことが容易にでき、修得した成果を社会へ還元できるような体制づくりをめざし、すべての教育について、生涯学習体系を基幹とする教育体系へと総合的な再編成を図る必要があります。
- また、スポーツ・レクリエーションに親しむことは、健康の増進やストレス解消が図られるだけでなく、仲間や地域の人々とのコミュニケーションが深まり、ひいては心豊かな明るい職場や地域づくりにつながるものです。
- 本町では、昭和63年に「健康の町」を宣言し、

これを契機に住民へのスポーツの普及と体力・健康づくりを進めるため、少年や成人のスポーツ教室、講習会の開催および町民大運動会を始めとする各種スポーツ大会を開催し、住民の交流を深めながらスポーツ人口の拡大に努めてきました。

- 本町の主催する各種大会や地区・学区でのスポーツ行事などの開催にあたっては、体育指導委員、地区スポーツ推進委員および体育協会の役員が企画から運営まで行うなど、指導的立場で大きな役割と負担を担っており、今後も指導者としての自覚を高めるとともに、新たな指導者を育成していくことが重要です。
- スポーツ施設については、幸田中央公園や町民運動場の整備、町民プール建設を始め、ナイター照明整備などの環境改善にも努めてきました。また、学校の体育施設を地域スポーツ活動の拠点として一般開放を行っています。引き続き、町民の要望となっている総合体育館、テニスコート等の整備を推進していくことが求められています。
- 平成10年7月に開館した町民プールでは、町民の健康への関心の高さともあいまって、泳ぎの習得のみならず、健康の維持増進を図る施設として、幅広い利用を得ています。しかしながら、プールという施設の関係から傷みも早く、安全で快適な施設を保持していくためには、計画的な維持補修を進めていく必要があります。

施策の体系

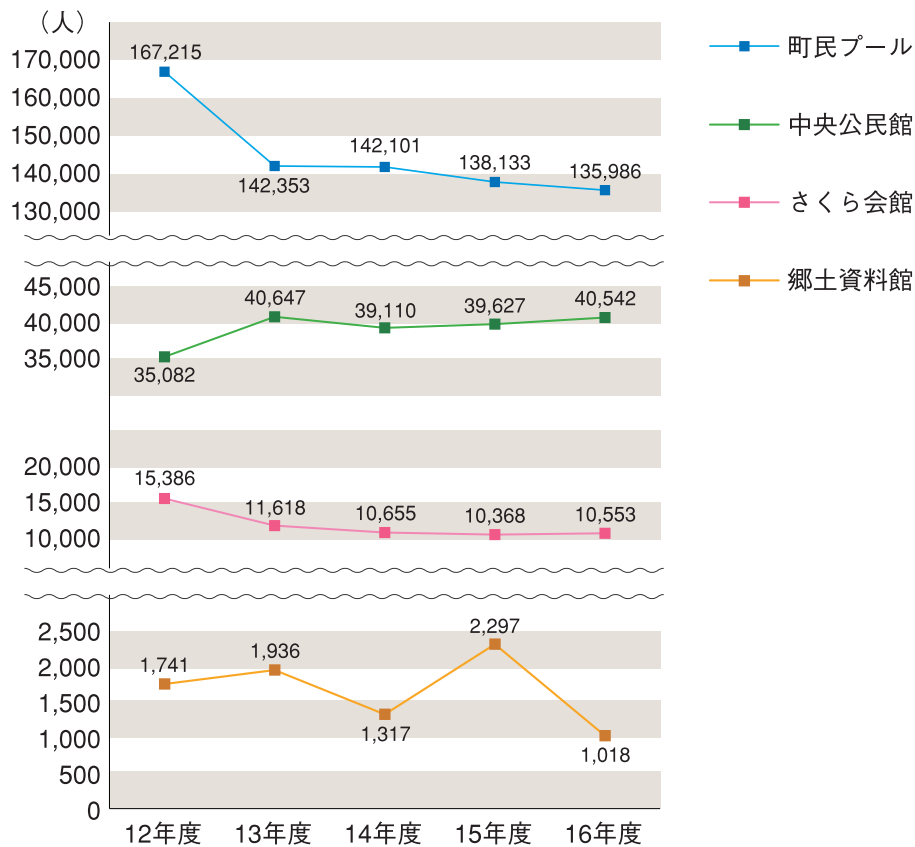
生涯学習 の推進

1. 生涯学習推進体制の整備
2. 生涯各期における学習機会の提供
3. 主体的活動への支援
4. 学習関連施設の整備充実と活用

スポーツ・ レクリエーション の充実

1. 生涯スポーツの普及と振興
2. スポーツ・レクリエーション団体や指導者の育成と支援
3. スポーツ・レクリエーション施設の新設と整備
4. スポーツ・レクリエーション施設の管理体制の充実

◆主要社会教育施設の利用状況



資料：生涯学習課、施設管理課

施策の目標

- いつでも、どこでも、だれでも、何でも学ぶことができるように、生涯各期に応じた生涯学習機会の提供とその推進体制の整備・充実を図ります。
- 住民の健康づくりへの関心や住民相互の交流を深めるため、子どもから高齢者まで幅

広く、気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を拡充するとともに、地域やスポーツ団体における指導者の育成を図ります。また、施設についてはその機能を十分生かした事業の展開を行うとともに、安全管理に努めていきます。



主要施策

生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の整備

- 生涯学習に関する諸施策の総合的、体系的な整備・推進に努めます。

2. 生涯各期における学習機会の提供

- 各人が自発的意志に基づいて学習活動が展開できるように、生涯学習講座、シルバースクール、夏休み子ども教室、公開講座などの各種学級・講座の開設を図ります。
- またライフサークル事業など住民相互のふれあいやふるさとづくりにつながる催事を実施し、生涯各期における学習の機会の一層の充実を図ります。

3. 主体的活動への支援

- まちづくりに大きな役割を果たす社会教育団体・学習サークルの育成および学習指導者の発掘を図っていきます。
- 生涯学習に関する各種情報を収集し、学習者に必要な情報を提供します。また相談に応じることができる体制づくりに努めます。

4. 学習関連施設の整備充実と活用

- 住民一人ひとりの生涯学習に対応した各種学習活動を推進するために、既存施設の活用・連携を図るとともに、生涯学習の拠点となる中央公民館の整備を進めます。

スポーツ・レクリエーションの充実

1. 生涯スポーツの普及と振興

- スポーツの振興および健康づくりさらには利用者相互のふれあいの場として活用するため、体育協会との連携のもと各種教室や講習イベント等を開催します。
- 住民の体力・健康づくりとスポーツの日常化を推進するため、スポーツ教室やニュー・スポーツの体験講習、各種競技大会などを開催します。
- 高齢者、障害者が楽しめるスポーツの紹介や

スポーツ大会の開催に協力します。また、現在行われている大会への参加促進を図ります。

- 住民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション行事を開催します。
- 地域でのスポーツ活動を積極的に支援します。
- 上位大会への派遣や優秀選手の栄光を称えるなど、競技選手・団体の技術向上のために支援します。

2. スポーツ・レクリエーション団体や指導者の育成と支援

- 地域に密着した指導者の発掘と資質の向上を図ります。
- スポーツ活動の中心的役割を担っている体育協会との連携を図りながら、組織の拡大と強化のために支援します。
- 地域サークル活動に対し、その自主性を尊重しつつ、育成支援に努めます。
- スポーツ・レクリエーション指導者講習会等を通じて、新たな指導者の確保に努めます。
- 高齢者、障害者が楽しめるスポーツの指導者の育成を図ります。

3. スポーツ・レクリエーション施設の新設と整備

- 大きな大会や公認の競技大会ができる充実した、総合体育館およびテニスコートの整備を計画的に進めます。
- 河川敷や自然な地形を有効に活用したスポーツ・レクリエーションの場を広げていきます。
- 既存のスポーツ施設について安全で快適な施設の維持を図っていくため、計画的な維持補修や環境整備を進めます。

4. スポーツ・レクリエーション施設の管理体制の充実

- 利用者の利便を考慮し、いつでも、だれでも気軽に利用できる管理システムの改善をめざします
- 利用者が気持ちよく安心して利用できるよう、環境の美化に努めるなど管理体制の充実を図ります。
- 業務内容等の見直しを適宜行い、効率的な施設運営等に努めます。また、民間との協働・連携という観点から民間活力の一層の活用を目指します。



幸田中学校体育館・中央公民館





第4節

郷土意識を育む
ために

現状と課題

- 先人が守り継承してきた有形・無形の文化遺産を次の世代にも継承し、かつ新たな文化を形成していくことは、今を生きる住民の責務と考えられます。
- 本町には、国・県・町指定文化財があわせて26件あり、このほか指定外であっても貴重な文化的遺産や埋もれた遺産が、まだまだ存在しており、これら文化財の調査研究の強化を図る必要があります。
- 本町の文化財保護の拠点となっているのは郷土資料館ですが、設備・保存・活用の面において十分なものとはいえないのが現状です。良好な保存・保護のためには収蔵管理施設の充実が期待されています。
- 本町に所在する有形文化財の多くは民間で所蔵管理されているのが現状であり、文化財を良好かつ安全な状態で保存、保護していくためには、保存管理の指導、財政的支援の強化とともに、指導、管理が行える専門職員の配置が必要になります。また、国指定の重要無形民俗文化財である「三河万歳^{*1}」については保存会が伝承につとめていますが、後継者不足が否めなく、今後も引き続き後継者の養成を図る必要があります。
- 今後も、住民の文化財に対する保護・愛護意識の高揚に努めていくことが望まれます。
- 郷土の歴史や発展の経緯を正確に記録したり、収集した史料を整理し、保存・公開していくことは、今生きる人々にとって明日への道しるべとなるものであり、また次代

の人々に先人のもたらした財産を手渡す営みとして、住民一人ひとりに託された大事な役目です。

- 本町の歴史書である『幸田町史』は、昭和49年に発刊しましたが、その後に発見された史料や町内外から寄せられた史料を整理・保存し、町史資料編として平成6年に中・近世編を、平成7年に近代編を、平成8年に現代編を発刊いたしました。そしてこれらの資料編が整うことにより、新史料に基づいた『新幸田町史』を新たに編さんする必要があります。
- 社会変化も急激な現在、貴重な郷土史料が失われつつあるため、史料の収集・保存に努め、先人の残した貴重な財産を記録に残し永く後世に引き継いでこそ、住民が町のあゆみを知り、郷土愛が育まれる一助となるものと考えます。



施策の体系

文化財の 保護と継承

1. 調査活動の充実
2. 文化財保護意識の高揚
3. 文化財の保存と活用
4. 無形民俗文化財の継承と保存

町史の 編さん

1. 町史編さんの推進
2. 町史の啓発

◆文化財の指定

平成 17 年 9 月現在

	番号	名称	種 別	時代	所在地	所有者	指定年月日
国指定	1	三河万歳	民俗芸能		菱池・岩堀	三河万歳保存会	平成 7 年 12 月
県指定	2	深溝断層	天然記念物	昭和 20 年	深溝字小井文字	幸田町	昭和 50 年 12 月
町指定	3	日向山古墳	史 跡	古 墳	深溝字日向山	個 人	平成 14 年 4 月
	4	丸山古墳		古 墳	野場字大岩 11-1	個 人	平成 5 年 3 月
	5	青塚古墳		古 墳	坂崎字弁天 12	幸田町	平成 3 年 3 月
	6	青塚古墳出土品	考 古	古 墳	郷土資料館（深溝字清水 36-1）	幸田町	平成 17 年 9 月
	7	須美第 6 号墳	史 跡	古 墳	須美字平松 6-1	個 人	平成 3 年 3 月
	8	野場西城土塁		室 町	野場字城 10・11・12	個 人	平成 5 年 3 月
	9	百皿古窯跡群		鎌 倉	久保田字百皿 41-2・一ノ小屋 2-4	個 人	平成 5 年 3 月
	10	紙本著色蓮如上人絵伝	絵 画	江 戸	荻字下 66	玄好寺	平成 4 年 3 月
	11	西郷頼頼像		江 戸	大草字寺西 6	正楽寺	平成 11 年 3 月
	12	松平紀伊守源光重像		江 戸	大草字寺西 6	正楽寺	平成 3 年 3 月
	13	家忠・忠利・忠一像		江 戸	深溝字内山 17	本光寺	平成 4 年 3 月
	14	京洛諸国名所図		江 戸	深溝字内山 17	本光寺	平成 4 年 3 月
	15	春日曼荼羅		江 戸	深溝字内山 17	本光寺	平成 11 年 3 月
	16	木造阿弥陀如来坐像	彫 刻	鎌 倉	久保田字下田 23	西方寺	平成 3 年 3 月
	17	木造阿弥陀如来坐像		平 安	須美字遣水 1	如意寺	平成 4 年 3 月
	18	木造薬師如来坐像		平 安	大草字山寺 3	浄土寺	平成 3 年 3 月
	19	木造十二神将立像		鎌 倉	大草字山寺 3	浄土寺	平成 6 年 3 月
	20	足役御免状	歴史資料	江 戸	深溝	個 人	平成 3 年 3 月
	21	中根家所蔵文書	古 文 書	江 戸	横落	個 人	平成 6 年 3 月
	22	大久保彦左衛門忠教の自筆釈教和歌釈義及び和歌二首		江 戸	久保田	個 人	平成 11 年 3 月
	23	懸仏	工 芸	室 町	菱池字鷺取 1	鷺田神明宮	平成 3 年 3 月
	24	鰐口		室 町	深溝字清水 33	三光院	平成 3 年 3 月
	25	大太刀		江 戸	高力字熊谷 67	高力神明宮	平成 7 年 3 月
	26	梵鐘		江 戸	深溝字内山 17	本光寺	平成 11 年 3 月
	27	子持ち壺（子持脚付有蓋壺と蓋）		古 墳	郷土資料館（深溝字清水 36-1）	幸田町	平成 14 年 4 月

資料 生涯学習課



施策の目標

- 文化財の保護意識の高揚を図り、本町の貴重な文化財を大切に保護・継承し、適切な保存整備に努めます。
- 住民の郷土愛を育むとともに、本町の政治・

経済・文化などの歴史を後世へ正しく伝えるため、新しい町史の編さんと啓発を推進します。

主要施策

文化財の保護と継承

1. 調査活動の充実

- 文化財の調査、研究体制の確立に努め、町内に残る各種文化財の調査活動を推進します。

2. 文化財保護意識の高揚

- 住民の文化財に対する意識を高めていくため、郷土に関する学習活動を推進します。
- 文化財めぐりや文化財地図の充実を図り、再刊し、啓発に努めます。

3. 文化財の保存と活用

- 新たに郷土資料館を建設し、住民の学習の場となるよう各種文化財の展示および収蔵管理を図ります。
- 文化財の調査・保存に十分対応できる専門職員の配置に努めます。
- 民間で所蔵されている文化財は、保存管理の指導と財政的支援を努めます。
- 重要な史跡については、自然、環境に配慮した保存・復元・整備に努めます。

4. 無形民俗文化財の継承と保存

- 民俗芸能の保存を図るため、三河万歳保存会などの活動および後継者の養成を支援します。

町史の編さん

1. 町史編さんの推進

- 新町史の発刊に向けて、町史編さん委員会組織を中心に史料の収集、調査、研究、編さんを推進し、後世へ史料の継承を行っていきます。
- 収集した史料を住民の利用に供するため、分類・整理・管理・保存に努めます。

2. 町史の啓発

- まちの歴史について講座や講習会などの開催に努めます。
- 郷土資料館での史料の展示・公開に努めます。

用語解説

※1 三河万歳 幸田町の三河万歳は、安城市・西尾市の三河万歳とともに国の重要無形民俗文化財に指定されている。幸田の万歳は、明治期に若者たちにより西尾の太夫について芸を習得したもので、現在に伝承されている。





第5節

芸術・文化に接する 機会を拡充するために



現状と課題

- 平成8年にオープンした図書館および市民会館並びに市民プールの3施設を中心とするハピネス・ヒル・幸田は、本町の文化・情報の拠点施設として、人の心に潤いと活力を与えるとともに地域の人々の交流の場として、多くの利用をいただき、その中心的役割を担ってきているところです。
- こうした中、施設建設後年月の経過とともに維持補修が必要な時期を迎えており、利用者に安全で快適な施設として利用していただくため、その施設機能の保持に努めていかなければなりません。このため、財政状況を勘案しつつ計画的かつ効率的な維持補修を進めていく必要があります。
- また、施設の運営管理の面でも、現在業務委託している幸田町文化振興協会の体制の充実強化を一層進める必要があり、その支援に今後とも努めていくとともに、当該協会を含め、その管理運営体制を常に見直し、良好な管理体制の整備を図っていく必要があります。
- 一方、ソフト面では、市民会館においては、引き続き質の高い文化、芸術等の提供を図るとともに、幸田町文化振興協会が担うところの文化事業、あるいは幸田文化協会とも連携し、自らも文化芸術活動に参加する機運をより高め、文化芸術の底辺の拡大にも努めていくことが求められているところです。また、市民とともに今後の文化行政の基本的な骨格を新しい時代に沿って創り描いていくことが求められています。
- また、図書館については、引き続き利用者のリクエストに応じた蔵書の充実を進め、豊かな感性を醸成する読書の重要性をPRしつつ、学校図書館等とも連携を図るとともに、生涯教育の拠点施設の一つとして、その役割に一層期待が寄せられているところです。
- このように、それぞれの施設がその特性を生かしながら、安全かつ利用しやすい施設の維持およびソフト面を含めた文化活動等に参加しやすい環境づくりに努めていくことが求められています。



施策の体系

文化の振興

1. 文化事業の推進、育成
2. 図書館事業の充実
3. 施設の安定的な利用の確保
4. 文化芸術活動等への支援
5. 効率的な施設運営管理

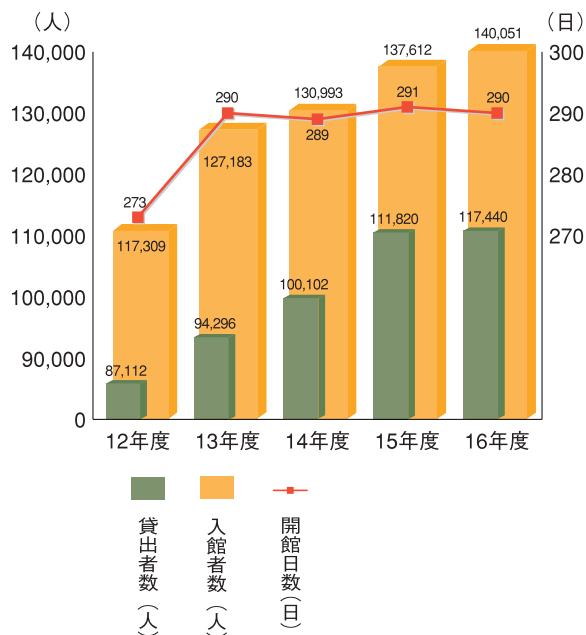
◆町民会館の利用状況

各年度中（単位：人）

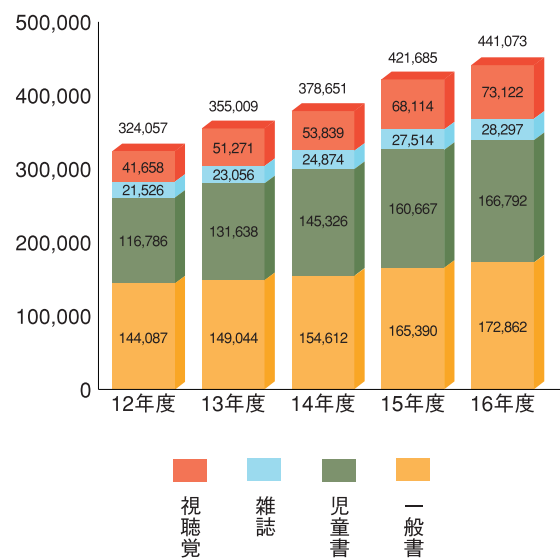
施設名	定員	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
さくらホール	1,004	62,004	62,083	64,261	65,441	72,319
つばきホール	400	32,308	33,327	26,167	29,867	29,120
あじさいホール	216	30,882	30,603	28,536	32,536	35,281
リハーサル室	80	10,778	10,576	9,896	9,499	9,699
大会議室	54	8,122	7,921	6,532	6,632	7,838
第1中会議室	16	2,903	2,890	1,748	1,943	2,780
第2中会議室	12	2,163	2,308	1,541	2,052	2,776
小会議室	16	1,668	1,848	1,387	2,068	2,397
和室	—	2,364	1,534	947	1,384	2,223
開会館日数（日）		304	304	303	305	304

資料：町民会館

◆図書館の利用状況



◆貸出冊数



資料：図書館



施策の目標

- 各種文化事業を推進し、さらなる住民の心豊かで充実した生活を目指すとともに、文化活動を奨励し、趣味と教養を高めることにより、文化水準の向上に努めます。

主要施策

文化の振興

1. 文化事業の推進、育成

- 住民の文化・芸術に対する資質の向上に資するため、幅広く質の高い文化・芸術の提供および内容の充実に努めます。
- 文化の振興と育成を推進するため、文化振興協会、文化協会その他各種文化サークルと連携した事業の展開に努めます。

2. 図書館事業の充実

- 図書館資料の充実・整備
利用者のニーズに沿った計画的な図書館資料の充実に努め、親しみやすい窓口対応を始めとした利用者の立場に立った管理運営に努めます。
- 図書館サービスのネットワーク化
学校図書館等とのネットワークの構築を図るとともに、広域相互貸出体制の充実に努めます。
- ボランティア等の養成・支援
読み聞かせボランティアを始め、地域ボランティアによる読書推進を図るため、ボランティアや地域サークルの養成および支援を推進します。



3. 施設の安定的な利用の確保

- 安全で快適な施設の維持を図っていくため、計画的な維持補修を進めます。
- 文化振興協会との連携により、各施設に応じた各種教室や講座を開催するなど、地域に根ざした利用者確保に努めていきます。

4. 文化芸術活動等への支援

- 文化振興協会の各種文化芸術事業の運営を支援するとともに、その他の文化芸術団体あるいは地域サークル活動に対し、その自主性を尊重しつつ、育成支援に努めます。

5. 効率的な施設運営管理

- 業務内容等の見直しを適宜行い、効率的な施設運営等に努めます。また、民間との協働・連携という観点から民間活力の一層の活用を目指します。





第6節

新たな融合文化を 創造するために



現状と課題

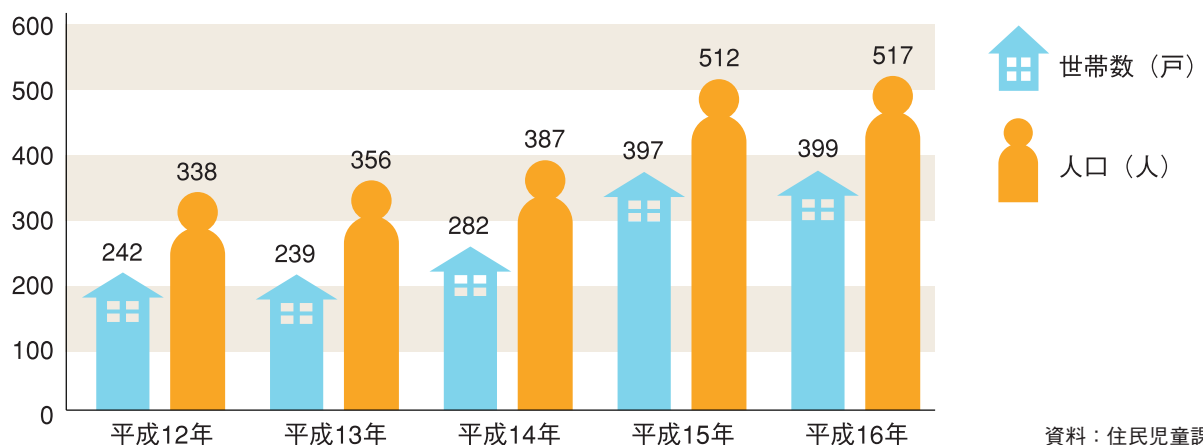
- 人の動きが広域的に広がっている時代において、町外との交流を活発にし、広い視野でまちづくりを実践していくことは大きな意義をもっています。
- 本町では、姉妹都市提携といった行政レベルでの交流は特に推進しておらず、社会教育活動内でのレベルにとどまっているにすぎません。
- 今後は、住民のふれあいの輪を広げ、まちの活性化や住民の感性を高めていくために他地域との交流を活発にする必要があります。
- 国際交流は、世界の人々とお互いの歴史、伝統、文化などの違いを認めあいながら相互理解と友好親善を図るものです。そして国際感覚のかん養、異文化とのふれあいを通して、地域

のコミュニティなど身近なところできめ細かな交流により、外国人を温かく受け入れる開かれた地域づくりをめざして、活発な活動を展開していかなければなりません。

- 本町では、平成5年に幸田町国際交流協会が設立され、各種事業への参加や県内および町内在住の外国人との交流を行っています。
- 『愛知万博』一市町村一国フレンドシップ事業^{*1}によりカンボジア王国との交流をきっかけとして今後は、文化、教育、スポーツなど幅広い国際交流を進めるとともに、外国人が訪れやすく住みやすいまちづくりのため、案内板、道路標識、公共施設などの整備を進める必要があります。

◆外国人登録年次別人口

各年10月1日外国人登録



資料：住民児童課

施策の目標

- 国際性豊かな人づくりに努めるとともに、幅広い分野での国内外との交流機会を確保

することにより、交流人口が拡大する活力ある地域社会の形成をめざします。

施策の体系



主要施策

都市交流の促進

1. 町内外住民との交流の促進

- まつりやイベントに町内外から多くの参加を得て、ふれあいの機会づくりを図ります。
- 小・中学生の親善交流を始め、郷土芸能を伝授するための文化交流あるいは地域特産物を仲立ちにした生産者と消費者同士の交流などを推進します。
- 本町を訪れる人の利便を図るために、見やすくわかりやすい案内板などを設置します。
- 訪れる人々との交流が芽生える地域振興施設である道の駅を設置します。

2. 団体交流の推進

- 地域特性をもつ自治体を始めとする団体とのまちづくりに関する意見交換や同一素材を通じた団体間の交流を深めます。
- 全国で展開されている先進的なまちづくりの事例を実際に出向いて学ぶなどの機会を通し、全国の自治体の人脈を広げ、人と情報の交流を進めます。

国際交流の促進

1. 外国人も暮らしやすい環境整備

- 外国人向けの公的インフォメーションサービス（公共公益的施設の外国語表記案内、住宅・教育・医療などの生活相談、広報資料や情報誌作成など）の充実を図ります。

2. 住民意識の高揚

- 住民や企業の国際化に対する関心を高めるため、講演会や交流会の開催およびホームステイ家族の登録や研修生の受入れなどを民間団体とともに促進します。

3. 国際化推進事業の充実

- 幸田町国際交流協会を始めとした民間ボランティアの育成を図り、活動を助長します。
- 国際化に関する情報の収集提供機能、交流機能などをもった広域的連絡調整拠点の構築を進めます。

用語解説

※1 「一市町村一国フレンドシップ事業」県内の市町村が、愛知万博の公式参加国とペアになって、外国から参加する人たちを、それぞれの地域を挙げてもてなし、国際交流を図った。



第7節

新しいコミュニティの形成のために



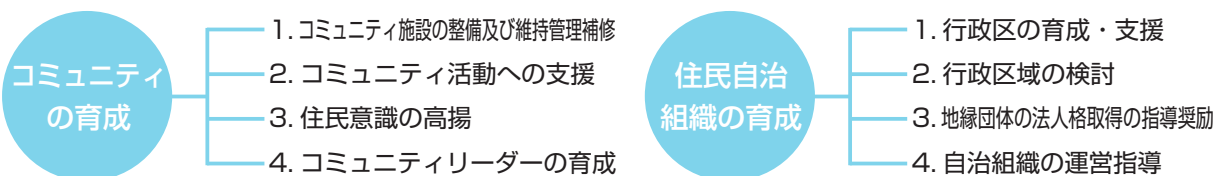
現状と課題

- コミュニティ※¹は、住民が地域の特性を生かしながら自覚と責任をもち、郷土愛の醸成や豊かな地域社会づくりを形成するうえで大きな役割を果たすものです。地方分権の進展にともない、その役割はますます重要性を増しています。
- 本町では昭和56年、小学校の学区を単位として6つのコミュニティ推進地区が設定されて以来、区長を中心とする行政区組織を介して、コミュニティの振興が図られています。
- 近年は、都市化による人口増加にともない人々が多様な価値観を持ち始め、今日の余暇時間の増加や地域内の各種活動の活発化により、住民の地域活動を見つめる気運は高まり、地域を見直す意識も育っています。
- このような状況の中、地域が一つとなってまちづくりを進めるうえで、その推進体制が非常に大きな意味をもってきます。現在は「学区コミュニティ」と「区自治組織」が同一で、役員が短期間で交代するため、継続的、計画的な推進が妨げられがちです。また永続的なリーダーが育成されることが困難でもあります。
- 今後は、意欲的なリーダーの育成、ボランティアの発掘など住民自らが積極的に運営を進める体制の整備が強く求められています。
- また、この活動の拠点となる施設や設備についても、今後より一層の整備を進め、あらゆる住民の地域活動の場として提供して

いくことが望まれます。

- きめ細かな行政運営を推進するうえで、住民の意見・要望などの窓口である行政区の協力は不可欠であり、また住民への行政情報の提供についても行政区に負うところが大きい状況にあります。
- 本町住民自治組織は町内に23の行政区を有しており、それぞれ区長を設置し、行政区内の住民要望の取りまとめやまちの行政情報の周知など、住民と行政とのパイプ役として重要な役割を担っています。
- 近年、人口の増加や社会環境の変化による住民意識の多様化にともない、行政区の抱える諸問題も一段と複雑多岐にわたり、加えて住民連帯意識の低下による行政区離れが顕著になっています。このためコミュニティ活動を始めとして魅力ある地域づくりの側面的支援を継続・充実するとともに、行政事務の一層の簡素化・合理化の推進により、区長などの職責の負担軽減に努める必要があります。

施策の体系



◆コミュニティ施設一覧表

行政区	施設名	所在地	行政区	施設名	所在地
長 嶺	長嶺コミュニティホーム	長嶺字南郷中 28	里	折ヶ谷コミュニティホーム	深溝字愛宕山 38、39-3
久保田	久保田コミュニティホーム	久保田字社口 25-2・26-2		里西コミュニティホーム	深溝字一之宮 6-3、7-1・3
坂 崎	坂崎1番組コミュニティホーム	坂崎字神宮司 110-1		三ヶ根駅前コミュニティホーム	深溝字大池田 18・9-5
	坂崎2番組コミュニティホーム	坂崎字天神山 19-1		曲松コミュニティホーム	深溝字小皿 14-4
	坂崎7番組コミュニティホーム	坂崎字城 1・2-4		里西組コミュニティホーム	深溝字天王山 7、8-1
	坂崎8番組コミュニティホーム	坂崎字迎山 34・33-1		里中央コミュニティホーム	深溝字内山 32
	坂崎10番組コミュニティホーム	坂崎字石ノ塔 178-3		一ノ瀬コミュニティホーム	深溝字耕座 12-2
	坂西コミュニティホーム	坂崎字小道畑 36-1	市 場	市場中央コミュニティホーム	深溝字南道祖神 26・27・28
大 草	大草川後コミュニティホーム	大草字南川後 49	海 谷	仲組コミュニティホーム	深溝字石打 1-1
	大草西コミュニティホーム	大草字寺西 16-6	野 場	東部コミュニティホーム	野場字大日蔭 55-1
	大草東コミュニティホーム	大草字祢宜屋敷 22-1、21-1、22-3		一心コミュニティホーム	野場字上片田 13-3・14-4
鷺 田	鷺田コミュニティホーム	菱池字寺西 6		北部コミュニティホーム	野場字池端 4-3
	東部コミュニティホーム	菱池字東部 42-1		野場ふれあいセンター	野場字下片田 19
横 落	横落コミュニティセンター	横落字郷中 67	野 場	野場南部コミュニティホーム	野場字南野 105
芦 谷	芦谷コミュニティセンター	芦谷字宮ノ根 15-7・14-1	永 野	南部コミュニティホーム	永野字池田 162
桜 坂	桜坂コミュニティホーム	菱池字桜坂 31-1	桐 山	桐山中央コミュニティホーム	桐山字中屋敷 17-5
			六 栗	六栗コミュニティホーム	六栗字八幡 242、252、26-1、26-2

資料：企画情報課

◆認可地縁団体※2

認可団体名	認可日
坂 崎 区	平成 7 年 1 月 20 日
久保田区	平成 7 年 7 月 7 日
大 草 区	平成 12 年 3 月 31 日
岩 堀 区	平成 6 年 10 月 31 日
野 場 区	平成 6 年 10 月 31 日
須 美 区	平成 15 年 4 月 1 日

資料：総務課





施策の目標

- 地域への愛情心や連帯感の醸成を図り、すべての人々のふれあいを通して、豊かで人間性にあふれた住みよい地域社会に向けて支援体制を確立します。

- 行政区の組織力や運営力の強化に向けた支援を行い、良好な行政区の存立を今後も進めます。

主要施策

コミュニティの育成

1. コミュニティ施設の整備及び維持管理補修

- 行政区単位でのコミュニティセンター、組単位でのコミュニティホームの建設や既存施設の維持管理補修など地域に密着した整備を図ります。

2. コミュニティ活動への支援

- 活動推進事業費補助金の活用などにより、積極的なコミュニティ活動を推進している地域に対する財政的な援助を充実します。

3. 住民意識の高揚

- まつりやイベント、スポーツ大会などにより、住民の相互交流を促進しコミュニティ意識の高揚を図ります。

4. コミュニティリーダーの育成

- 継続的、発展的にコミュニティ活動の推進が図られるよう、意欲的で信頼されるリーダーの育成やボランティアの発掘を進め、ボランティア精神のかん養に努めます。

住民自治組織の育成

1. 行政区への育成・支援

- コミュニティ活動など行政区と密着した各種事業を充実するとともに、それぞれの行政区の特徴を生かした魅力ある自治組織づくりに側面的支援を行っていきます。

2. 行政区の検討

- 行政区の見直しなどの重要課題については、関係区と協議し適正な指導を図ります。

3. 地縁団体の法人格取得の指導奨励

- 自治組織における地域的な共同活動のための法人格取得について指導します。

4. 自治組織の運営指導

- 自治組織の円滑かつ良好な運営を図るため、行政事務の一層の簡素化・合理化を推進し、負担軽減を図るよう努めていきます。

用語解説

※1 コミュニティ：地域社会、共同生活体のことで、住民が自主性と責任に基づいて、地域で共同し、よりよい生活条件や社会環境を実現するための組織。

※2 地縁団体：一定の区域内に住所を有する「つながり（地縁）」に基づいて組織された団体でその区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の地域的な共同活動を行っている団体、一般的には自治会等の団体のことをいう。

